

虚偽DV「誰にでも起こる」

勝訴の夫、改善要望

虚偽のDVを認定され不利益を被ったとして、愛知県に住む40代の夫が妻と県に損害賠償を求めた訴訟で、勝訴した夫側が8日、

名古屋市内で記者会見し、「制度の不備で子供との交流が妨害される」とは誰にでも起り得る」と述べ、制度改善を訴えた。

代理人の梅村真紀弁護士によると、DV防止法に基づく住所秘匿などの支援制度は被害者保護が目的で、加害者とされる側への聞き取りは必要とされない。そのため、「一方からの訴えだけで配偶者がDV加害者と

認定され、子供との交流が絶たれる場合がある。配偶者と子供の交流を絶つ目的でDVを主張する問題化。子供との交流を絶たれた親が自殺した事例や、加害者とされた側が相手側代理人らを名誉毀損罪で刑事告訴した事件も起きた。

4月25日付の名古屋地裁判決（福田千恵子裁判長、鈴木尚久裁判長代理）は、「妻は支援制度を悪用した」と指摘。県についても「妻からの支援申請の妥当性を一切調査しなかった」と過失を認定した。

梅村弁護士は「本当のDV被害者は保護する必要がある。しかし制度の悪用は許されない」と説明した。